

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や

子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。



現在、市内の保育所は4月1日時点で、待機児童はいない状態ではありますが、年度末の状況を見ると、低年齢の保育を中心に、定員を超える利用がみられ、今後の拡充が求められています。しかし、保育所の超過状況については、極端な地域差はみられず、また、将来的な子どもの数の減少を踏まえると、各圏域で需要量を算出し、保育所等の新設を考えるより、市全体で調整を図り、対応していく方が望ましいと考えられます。

これらの理由から、市全域を1圏域として教育・保育提供区域を設定し、需要分析を行い、妥当性をみていくものとします。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

「子ども・子育て支援事業計画」においては、幼稚園や保育所などの整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めることとなっています。

(1) 「認定区分」と「家庭類型」

① 認定区分について

年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、1・2・3号認定に区分します。これまでの保育所の利用要件である「保育に欠ける事由」に追加や緩和がされています。

現行の「保育に欠ける」事由 (児童福祉法施行令規則第 27 条)	新制度における「保育の必要性」の事由
<p>○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること</p> <p>①昼間労働することを常態としていること（就労）</p> <p>②妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）</p> <p>③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）</p> <p>④同居の親族を常時介護していること（同居親族の介護）</p> <p>⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）</p> <p>⑥前各号に類する状態にあること（その他）</p>	<p>○以下のいずれかの事由に該当すること</p> <p>※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能</p> <p>①就労</p> <ul style="list-style-type: none"> フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く） 居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。 <p>②妊娠、出産</p> <p>③保護者の疾病、障害</p> <p>④同居又は長期入院等している親族の介護・看護</p> <ul style="list-style-type: none"> 兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護 <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥求職活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 起業準備を含む <p>⑦就学</p> <ul style="list-style-type: none"> 職業訓練校等における職業訓練を含む <p>⑧虐待やDVのおそれがあること</p> <p>⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>

長時間（主にフルタイムの就労を想定。現行の11時間の開所時間に相当）及び短時間（主にパートタイムの就労を想定。）の2区分の保育必要量を設けることとなります。

上記内容に加え、年齢で区分すると認定区分は、以下のとおりとなります。

		保育を必要とする	保育を必要としない	
0～2歳児	3号認定	保育標準時間利用（11時間）		
		保育短時間利用（8時間）		
3～5歳児	2号認定	保育標準時間利用（11時間）	1号認定	教育標準時間利用 （3～4時間）
		保育短時間利用（8時間）		

② 家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。

そのためにアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況からタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、「現在の家庭類型」と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

父親		母親		パートタイム就労(産休・育休含む)			未就労
		ひとり親	フルタイム就労(産休・育休含む)	120時間以上	120時間未満 64時間以上	64時間未満	
ひとり親		タイプA					
フルタイム就労(産休・育休含む)			タイプB	タイプC	タイプC'		
パートタイム就労(産休・育休含む)	120時間以上		タイプC	タイプE		タイプD	
	120時間未満 64時間以上				タイプE'		
	64時間未満		タイプC'				
未就労				タイプD		タイプF	

↑ 保育の必要性あり
 ↑ 保育の必要性なし

- タイプA : ひとり親家庭 (母子または父子家庭)
 タイプB : フルタイム共働き家庭 (両親ともフルタイムで就労している家庭)
 タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 120 時間以上+96 時間~120 時間)
 タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 64 時間未満+64 時間~96 時間)
 タイプD : 専業主婦 (夫) 家庭
 タイプE : パートタイム共働き家庭 (就労時間: 双方が月 120 時間以上+96 時間~120 時間)
 タイプE' : パートタイム共働き家庭 (就労時間: いずれかが月 64 時間未満+64 時間~96 時間)
 タイプF : 無業の家庭 (両親とも無職の家庭)
 ※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

(2)「量の見込み」の算出項目

下記の 1～10 事業については、全国共通で「量の見込み」の算出を行います。

【 教育・保育の量の見込み 】

	対象事業（認定区分）			事業の調査対象家庭	対象年齢
1	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	1号認定	専業主婦(夫)家庭 就労時間短時間家庭	3～5歳
2	保育認定	幼稚園	2号認定	共働きで幼稚園利用のみ 希望の家庭	
	保育認定	認定こども園 保育所		ひとり親家庭 共働き家庭	0～2歳
3	保育認定	認定こども園 保育所 地域型保育	3号認定		

【 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 】

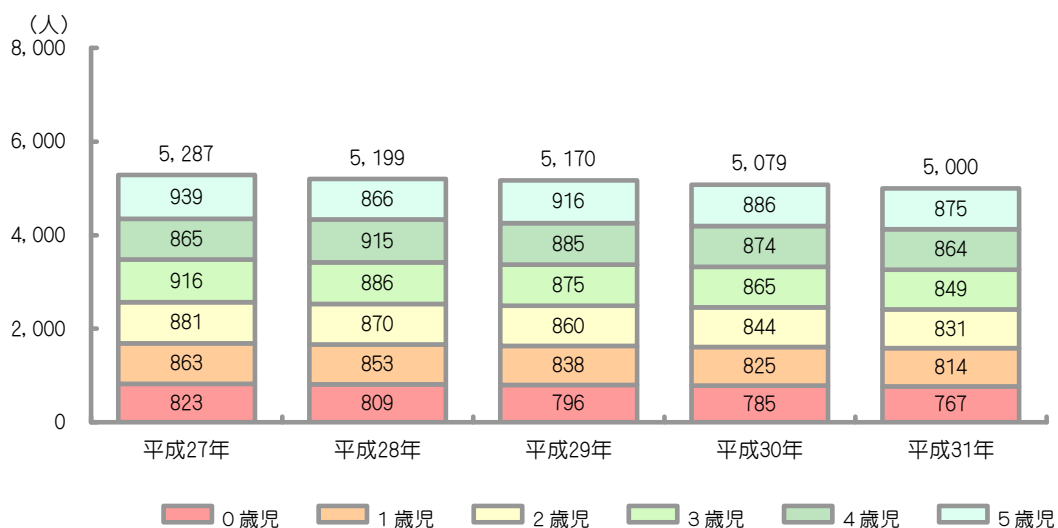
	対象事業	対象家庭	対象児童
4	時間外保育事業（保育所延長保育）	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	ひとり親家庭 共働き家庭	1～6年生
6	子育て短期支援事業 （ショートステイ） （トワイライトステイ）	すべての家庭	0～5歳
			1～6年生
7	地域子育て支援拠点事業	すべての家庭	0～5歳
8	一時預かり事業 （幼稚園在園児対象の一時預かり）	専業主婦(夫)家庭	3～5歳
	（その他）	ひとり親家庭・共働き家庭	0～5歳
9	病児病後児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳 1～6年生
10	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	すべての家庭	0～5歳 1～6年生

3 計画期間における年齢別人口

平成 21 年度から平成 25 年度までの住民基本台帳人口を用い、その推移より平成 31 年度までの 0 歳から 5 歳児の人口の推計を行いました。

本市の 0 歳から 5 歳児の人口は、減少することが予測されます。

【 年齢別就学前児童数の推移 】



資料：住民基本台帳を元に推計

4 幼児期における学校教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 認定こども園及び幼稚園

【事業概要】

「幼稚園教育要領」、「認定こども園教育・保育要領」等に基づき、幼児期の学校教育を行います。(満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児)

【今後の方向性】

既存の提供量でニーズ量を確保できる見込みです。

【ニーズ量算定の考え方】

ニーズ調査を参考にして、実績をベースに人口推移を加味します。具体的には、平成25年5月在籍児童数(年度で最大になるため)から、人口推移に従い平成27年度以降を計算します。2号認定のニーズ量については、在籍児童数にニーズ調査における保育利用希望者の割合を乗じて計算します。

市全域	平成25年度 (現状)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3-5歳人口	2,866人	2,720人	2,667人	2,676人	2,625人	2,588人
ニーズ量 (1号認定)	1,405人	1,102人	1,080人	1,084人	1,063人	1,048人
ニーズ量 (2号認定)		226人	222人	222人	218人	215人
ニーズ量 ①	1,405人	1,328人	1,302人	1,306人	1,281人	1,263人
提供量 ②		1,276人	1,251人	1,255人	1,231人	1,214人
市外調整 ③		52人	51人	51人	50人	49人
過不足 ②+③-①		0人	0人	0人	0人	0人

(2) 認定こども園及び保育所

【事業概要】

「保育所保育指針」、「認定こども園教育・保育要領」等に基づき、日々保護者のもとから通わせて、「保育を必要とする」乳児又は幼児（生後3か月から小学校就学前）を保育します。

【今後の方向性】

年度途中においても待機児童が生じないよう認可保育所及び認定こども園の整備を進めていきます。

【ニーズ量算定の考え方】

ニーズ調査を参考にして、実績をベースに人口推移を加味します。具体的には、平成26年3月在籍児童数（年度で最大になるため）に待機児童数を加えた数字を26年度の基準として、人口推移に、入所児童率の推移を加味して、27年度以降を計算します。

< 3～5歳 >

市全域		平成 25年度 (現状)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
3 - 5 歳 人 口		2,866人	2,720人	2,667人	2,676人	2,625人	2,588人
ニ ー ズ 量 (2号認定) ①		1,125人	1,120人	1,111人	1,128人	1,120人	1,117人
提 供 量 ②	特定教育・ 保育施設		1,120人	1,111人	1,128人	1,120人	1,117人
	地域型保育		0人	0人	0人	0人	0人
過 ②	不 一 足 ①		0人	0人	0人	0人	0人

< 1～2歳 >

市全域		平成 25年度 (現状)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
1 - 2 歳 人 口		1,765 人	1,744 人	1,723 人	1,698 人	1,669 人	1,645 人
二 - 一 - ス 量 (3 号 認 定) ①		642 人	664 人	664 人	663 人	660 人	659 人
提 供 量 ②	特定教育・ 保育施設		589 人	589 人	663 人	660 人	659 人
	地域型保育		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過 ②	不 一	足 ①	△75 人	△75 人	0 人	0 人	0 人

< 0歳 >

市全域		平成 25年度 (現状)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
0 歳 人 口		844 人	823 人	809 人	796 人	785 人	767 人
二 - 一 - ス 量 (3 号 認 定) ①		184 人	227 人	227 人	227 人	227 人	227 人
提 供 量 ②	特定教育・ 保育施設		181 人	181 人	227 人	227 人	227 人
	地域型保育		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過 ②	不 一	足 ①	△46 人	△46 人	0 人	0 人	0 人

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 時間外保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【今後の方向性】

時間外保育事業対応時間に保育士の配置をすることで、保育所の実利用定員分の提供が可能であるため、認定こども園や認可保育所での時間外保育を推進します。

【ニーズ量算定の考え方】

2号、3号の保育希望者の見込みに時間外保育の利用率（認定こども園、保育所利用者の内、時間外保育を利用している割合）を乗じて計算しています。

市全域	平成 25 年度 (現状)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
保 育 利 用 人 口	1,951 人	2,038 人	2,030 人	2,045 人	2,034 人	2,028 人
ニ ー ズ 量	841 人	915 人	932 人	959 人	974 人	992 人
提 供 量		915 人	932 人	959 人	974 人	992 人
過 不 足 (提供量－ニーズ量)		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。本市では、「留守家庭児童会室」という名称で、平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休業中にも実施します。

【今後の方向性】

子ども・子育て支援新制度では、児童福祉法で規定する「放課後児童クラブ」の入所対象者は小学校6年生までに拡大され、市町村が地域性や児童の発達状況に応じて事業を実施することとなりました。

今後、保護者の多様な就労形態やニーズに対応できるよう、様々な手法や運営主体による児童クラブの運営について検討を進めます。

また、全ての児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、小学校の余裕教室等を活用しながら、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的又は連携による実施を関係機関との調整のもと検討します。併せて、開所時間の延長についても検討し、保護者のニーズに対応した運営に努めます。

【ニーズ量算定の考え方】

ニーズ調査に基づき算出しています。

市全域	平成25年度 (現状)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
低学年人口	2,967人	2,934人	2,856人	2,742人	2,712人	2,659人
ニーズ量 (低学年)	696人	760人	740人	710人	703人	689人
高学年人口	3,510人	3,140人	3,061人	2,943人	2,934人	2,856人
ニーズ量 (高学年)	—	100人	205人	269人	292人	285人
実施箇所数 (確保方策)	16か所	28か所	28か所	28か所	28か所	28か所
提供量		1,073人	1,045人	1,003人	995人	974人
過不足 (提供量-ニーズ量)		0人	0人	0人	0人	0人

(3) 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、施設で必要な保護を行う事業です。宿泊を伴う養育・保護が可能です。また、夜間のみに対応も可能です。

【今後の方向性】

一時的に養育困難な家庭の支援を行うため、引き続き、供給体制の確保を検討していきます。

【ニーズ量算定の考え方】

実績をベースに計算しています。

(年間)

市全域	平成 25年度 (現状)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
ニ ー ズ 量	12人	52人	52人	52人	52人	52人
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
提 供 量		52人	52人	52人	52人	52人
過 不 足 (提供量－ニーズ量)		0人	0人	0人	0人	0人

(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育ての不安感、負担感を解消するため、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【今後の方向性】

既存の施設等を活用しながら子育て支援の場の提供をすることによって、提供の場を確保していきます。平成 27 年度に 1 か所、平成 30 年度に更に 1 か所増設予定です。

【ニーズ量算定の考え方】

実績をベースに今後の事業展開を加味して計算しています。また、1 施設約 3,000 人の利用があるとして計算しています。

(年間)

市全域	平成 25 年度 (現状)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	20,513 人	23,000 人	23,000 人	23,000 人	26,000 人	26,000 人
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	6 か所	7 か所	7 か所	7 か所	8 か所	8 か所
提 供 量		23,000 人	23,000 人	23,000 人	26,000 人	26,000 人
過 不 足 (提供量-ニーズ量)		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(5) 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

【事業概要】

幼稚園の在園児を対象とした一時預かり保育を行う事業で、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

【今後の方向性】

幼稚園における預かり保育については、私学助成による事業の継続とともに、一時預かり事業への移行についても、円滑な事業実施が可能となるようにします。

【ニーズ量算定の考え方】

ニーズ調査に基づき算定しています。

(年間)

市全域	平成 25年度 (現状)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
幼稚園児数	1,405人	1,328人	1,302人	1,306人	1,281人	1,263人
ニーズ量（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））	52,953人 (推計値)	11,195人	10,975人	11,009人	10,799人	10,647人
ニーズ量（2号認定による定期的な利用）		38,871人	38,110人	38,227人	37,495人	36,968人
ニーズ量計	52,953人	50,066人	49,085人	49,236人	48,294人	47,615人
実施箇所数（確保方策）	11か所	11か所	11か所	11か所	11か所	11か所
提供量		50,066人	49,085人	49,236人	48,294人	47,615人
過不足 (提供量－ニーズ量)		0人	0人	0人	0人	0人

※25年度実績については、私立幼稚園の一時預かり園児数が平成25年4月から10月までしか集計されていないため、その集計値を2倍して算出していますので、推計としています。

(6) 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

【事業概要】

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

また、その他、育児の援助を行う者と受ける者を会員として登録・紹介し、会員の相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センター及び夜間のみ預かるトワイライトステイも一時預かり事業として該当します。

【今後の方向性】

引き続き、認可保育所において、供給体制を確保し、併せて現在一時預かりを実施している認可外事業所を含めた保育所に引き続き受け入れをしていくように対応します。

【ニーズ量算定の考え方】

ニーズ調査を参考に実績に基づき、在宅児数に一時保育利用者の平均日数を乗じて算出しています。

(年間)

市全域	平成 25年度 (現状)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
在宅等児童数	2,119人	1,922人	1,868人	1,819人	1,763人	1,709人
ニーズ量 (一時預かり)	4,695人日	4,740人日	4,643人日	4,471人日	4,368人日	4,246人日
保育所の提供量	3,451人日	3,130人日	3,075人日	2,963人日	2,871人日	2,783人日
ファミリー・サポート・センター 提供量	1,244人日	1,600人日	1,558人日	1,498人日	1,487人日	1,453人日
トワイライトステイ	0日	10日	10日	10日	10日	10日
提供量合計		4,740人日	4,643人日	4,471人日	4,368人日	4,246人日
過不足 (提供量－ニーズ量)		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(7) 病児病後児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

【今後の方向性】

ニーズに対応できるよう、医療機関と連携した病後児保育の実施を引き続き行います。また平成28年度より事業者を公募し、訪問型の病児保育を実施することにより、支援の充実を図っていきます。

【ニーズ量算定の考え方】

実績をベースに計算しています。

(年間)						
市全域	平成 25年度 (現状)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
ニ ー ズ 量 (病 児 保 育)	2,688人日	2,700人日	2,800人日	2,800人日	2,800人日	2,800人日
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	17か所	17か所	18か所	18か所	18か所	18か所
提供量 (医療機関)	95人日	100人日	100人日	100人日	100人日	100人日
提供量 (保育所)	2,593人日	2,600人日	2,600人日	2,600人日	2,600人日	2,600人日
公 募 に よ る	—	0人日	100人日	100人日	100人日	100人日
過 不 足 (提供量－ニーズ量)		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） （就学児のみ）

【事業概要】

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者とした事業です。

【今後の方向性】

依頼会員と、援助会員のコーディネート等、支援体制を引き続き充実し、利用を促進していくとともに、継続して援助会員の講習会を実施し、援助会員を増やしていきます。

【ニーズ量算定の考え方】

実績をベースに就学児人口の推移から計算しています。

市全域	(年間)					
	平成 25年度 (現状)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
就学児人口	6,303人	6,074人	5,917人	5,685人	5,646人	5,515人
ニーズ量 (補正後)	341人日	400人日	390人日	374人日	372人日	363人日
提供量		400人日	390人日	374人日	372人日	363人日
過不足 (提供量-ニーズ量)		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(9) 利用者支援事業

【事業概要】

1人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

具体的には次の業務を行います。

- ①利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施する。
- ②教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努める。
- ③本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図る。
- ④その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行う。

【今後の方向性】

新制度開始時は窓口の混乱が予想されるため、市役所に支援にあたる専門相談員を配置し、認定や入所相談、様々な事業、地域資源の紹介、利用調整が行える体制としていきます。

同時に、子育て支援センターを拠点とした利用者支援事業の実施を進めていきます。

【ニーズ量算定の考え方】

本市の拠点事業実施場所に松原市役所を加えた数。

市全域	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施箇所数 (確保方策)	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【今後の方向性】

全戸訪問については、全数訪問の実施を目指します。特に強い育児不安を持っていたり不適切な養育などの問題が発見できた場合には、必要な支援が継続されるよう、関係機関への連絡・調整を図っていきます。

【ニーズ量算定の考え方】

0歳人口の推移から訪問率を100%として、計算しています。

市全域	平成25年度 (現状)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳人口	844人	823人	809人	796人	785人	767人
ニーズ量	835人	809人	796人	785人	767人	749人
実施体制 (確保方策)	実施機関：地域保健課					

(11) 養育支援訪問事業

【事業概要】

子育てに対する不安や孤立感などを抱える養育支援が特に必要な家庭を、子育てサポーター、助産師が訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力の向上を図るため、育児に関する専門的相談支援や、家事・育児などの養育支援を行う事業です。

【今後の方向性】

出産後まもない時期の養育者、疾病などの理由で一時的に家庭での養育が困難となった保護者、あるいは養育困難な家庭、ネグレクトのおそれのある家庭等を対象に、保健師、家庭児童相談員が家庭訪問し、育児に関する専門的相談支援にあたるとともに、子育てサポーターの派遣により養育者の育児不安を軽減し、児童虐待の未然防止に繋げるなど引き続き支援を行います。

【ニーズ量算定の考え方】

実績をベースに今後の支援員養成の予定を加味して計算しています。

市全域	平成 25 年度 (現状)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量 (訪問世帯数)	12 人	18 人	18 人	24 人	24 人	24 人
ニ ー ズ 量 (延べ訪問数)	240 人	360 人	360 人	480 人	480 人	480 人
実 施 体 制 (確保方策)	実施体制： 24 人 実施者： 子育てサポ ーター	実施体制： 40 人 実施者： 子育てサポ ーター	実施体制： 40 人 実施者： 子育てサポ ーター	実施体制： 48 人 実施者： 子育てサポ ーター	実施体制： 48 人 実施者： 子育てサポ ーター	実施体制： 48 人 実施者： 子育てサポ ーター

(12) 妊婦健康診査

【事業概要】

母子保健法第 13 条に基づき、妊婦及び胎児に影響を与える疾病の早期発見や生活習慣の見直しや改善により、疾病予防と健康増進を図ることを目的として健康診査を行う事業です。

【今後の方向性】

核家族化や都市化の進展、女性の社会進出の増加に伴い子どもやその親を取り巻く環境が急速に変化していて、子育てに不安を感じる親も増え育児支援の要望も増加しています。

このため、母子健康手帳の交付やマタニティスクール等、妊娠初期から保健指導を重視し、早期から母性意識を高め子育てへの十分な準備を整えるよう支援するとともに、妊娠 11 週以内の届出を推進し、妊娠初期から継続した支援を行います。妊娠中の異常の早期発見に努め、適切な保健指導や治療の推進を図ります。

【ニーズ量算定の考え方】

出生児童数より妊婦数を割り出し、全員に受診券を 14 枚配布したとして計算しています。

市全域	平成 25 年度 (現状)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
妊 婦 人 数	886 人	849 人	836 人	824 人	805 人	786 人
配 布 枚 数	14 枚	14 枚	14 枚	14 枚	14 枚	14 枚
ニーズ量 (件)	10,528 件	11,886 件	11,704 件	11,536 件	11,270 件	11,004 件
実 施 体 制 (確保方策)	実施場所：医療機関 検査項目：診察、血液検査等 実施時期：通年					

(13) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業概要】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化を図るための取り組みやネットワーク機関間の連携強化に関する取り組みを支援する事業です。

【今後の方向性】

児童虐待に対しては、早期発見・早期対応を図るために、ネットワーク構成員の専門性の向上や連携強化、医療機関との連携強化を図る取り組みを、府や子ども家庭センターなどとも連携しながら取り組みを進めます。

また、子育て支援事業の充実や子育て等の講習会や研修会などの充実が児童虐待の未然防止につながることから、さらなる充実を図ります。

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

教育・保育施設などの利用者負担額については、市の条例や規則により設定することとされていますが、施設によっては、実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合が想定されており、日用品・文房具など必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用などの実費負担の部分について、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

【今後の方向性】

今後の事業実施について検討します。

(15) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ■■■■

【事業概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【今後の方向性】

今後の事業実施について検討します。